

施策 No.	政策名	子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり	主管課	国保年金課	主管課長名	堀 豊子
1-7	施策名	社会保障制度の健全運営	関係課	介護保険課、社会福祉課、健康推進課		

1. 施策の目的と成果把握

目的	施策の対象	対象指標名	単位	区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	市民	①桜川市人口		人	見込値	37,653	37,269	36,885	36,500	35,897
実績値					37,653					
見込値										
実績値										
施策の意図		成果指標名	単位	区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
安心して社会保障を受けることができる。		①社会保障の健全運営にやや満足または満足している市民の割合		%	目標値	57.2	58.7	60.1	61.6	63.0
					実績値	57.2				
					目標値					
					実績値					
		目標値								
	実績値									
	目標値									
	実績値									
	成果指標設定の考え方	○国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険、生活保護など様々な社会保障制度を構築し充実を図っているが、それぞれの財政運営は厳しく市民の負担も大きくなっているため、市民の社会保障制度への満足度を指標とする。								
	成果指標の把握方法と算定式等	○対象の人口は、毎年10月1日の常住人口。 ○①社会保障の健全運営にやや満足または満足している市民の割合は、市民アンケートより求める。								

2. 施策の成果水準とその背景・要因

1) 現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した	

背景・要因

○社会保障の健全運営に満足している市民の割合は、市民アンケートで令和3年度は65.2%であったが、新たな結果では令和4年度57.2%で8ポイント減少した。
○国民健康保険では、保険税の軽減判定基準額が改正され低所得者の軽減枠が拡大されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度や傷病手当金が設けられたが、新型コロナウイルス感染症や物価上昇などの影響により納税の負担感が増したことが満足度が低下した要因の一つと思われる。

2) 成果目標の達成状況

実績比較	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてを上回った	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った	<input checked="" type="checkbox"/> 目標値どおりの成果であった
	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてを下回った	

背景・要因

○社会保障の健全運営に満足している市民の割合は、目標値と同じとなった。
○国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・生活保護制度には多額の公費が投入されているが、医療保険制度や公的扶助等の社会保障の充実により市民満足度を待っている。

3. 施策の成果実績に対する総括と今後の課題・方針

施策の成果実績に対する総括	今後の課題・方針
<p>令和4年度で成果があった事務事業は、国民健康保険療養費等給付事務、後期高齢者医療事務、生活保護事業(審査及び適正化事業)であった。国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・生活保護制度などの健全運営は、社会保障制度の上で重要な要素である。それらが機能して市民それぞれが生涯にわたり健康で共生でき、安心できるまちとも言える。</p> <p>国民健康保険療養費等給付事務においては、被保険者の必要な保険給付を行うことで、医療保険制度や公的扶助等の社会保障制度の健全運営に満足している市民の割合が比較的高かった。</p> <p>後期高齢者医療事務においては、超高齢化社会が迫ってきているため今後、公的資金の投入額を増やしていかなければ制度の維持自体が難しいと考えられる。</p> <p>生活保護事業(審査及び適正化事業)においては、相談41件、保護申請27件と減少している。相談内容に応じて生活保護制度の説明や他法活用の案内を行い、要保護状態と認められる者には生活保護の適用を決定するなど、適切に対応を行っている。</p> <p>生活保護事業(訪問・指導・保護費支給事業)においては必要な対応が行われており、社会保障制度の最後のセーフティーネットとしての役割として十分な機能を果たしていると考えられる。</p>	<p>令和4年度現年度分の国民健康保険税徴収率は94.84%、後期高齢者保険料徴収率は99.41%、介護保険料徴収率は99.18%であり公平な受益者負担の実現を追求している。</p> <p>国民健康保険制度は、平成30年度から茨城県が運営主体となった。保険税体系が旧市町村ごとに異なったが、令和4年度より賦課方式は2方式に統一となった。後期高齢者医療制度は、「前世代対応型の社会保障制度」構築の為、広域連合において令和4年10月1日より窓口負担割合の見直しを実施された。</p> <p>生活保護事業(審査及び適正化事業)については、物価上昇などの影響により相談件数の増加が考えられるため、対応を強化していく必要がある。同時に生活保護事業(訪問・指導・保護費支給事業)もその影響を受けることが考えられるため、適切な訪問を行うとともに生活や家計について被保護者世帯に助言を適宜行うよう対応する。</p>